

江戸川区公共調達基本条例（公契約条例）改正の骨子

令和3年5月

江戸川区

公共調達基本条例改正の趣旨

江戸川区（以下「区」という。）では、平成22年4月に「江戸川区公共調達基本条例」を制定し、公共調達における基本理念を定めるとともに、公共調達過程に関する施策の基本となる事項や特定公共事業の実施手続等を定め、公共調達における透明性・公正性・競争性の確保を図りながら、適正な履行と良好な品質を確保することにより、区民の福祉の増進と地域社会の健全な発展に努めてきました。

現在区では、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の達成への取組を推進しています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、区が目指す「多様性のあるすべての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会」と目標を同じくするものです。

一方で、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により景気は厳しく、かつ、不透明な状況が続く中において、区が目指す共生社会やSDGsの理念を踏まえると、労働者の賃金水準等を含めた労働環境（以下「労働環境等」という。）の整備に関する取組が求められています。現在、特別区では7区が条例において、労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備した公契約条例を制定しています。

今後、区の契約において労働報酬下限額を設定するとともに、労働者の労働環境等の確認を行うなど、公共調達に係る制度の充実を図り、区の公共調達を持続可能なものとするため、江戸川区公共調達基本条例の基本理念を踏まえ改正を進めていきます。

なお、条例改正にあわせて、条例の名称を「江戸川区公契約条例」に変更します。

以下は条例改正に先立ち、骨子（基本的な改正内容の考え方）をまとめたものです。

1 条例の目的

本条例における基本理念の下、区との契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境等の確保に関する措置及びその実施手続について定めます。従事する労働者等の適正な労働環境等を確保することにより、適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 定義

条例で使用する用語の定義を定めます。

3 基本理念

条例改正の目的である労働者の適正な労働環境等の確保のための実施手続を加えることにより、区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展を目的に制度の充実を図ります。

- (1) 区民の福祉の増進
- (2) 事業者間の公正な競争の促進
- (3) 地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮
- (4) 区内事業者の受注機会の確保
- (5) 適正な労働環境等の確保を通じた雇用の安定への配慮
- (6) 性別、性的指向や性自認、障害、国籍等の多様性への配慮
- (7) 公平性及び公正性並びに透明性の確保
- (8) 不正行為の排除

4 適用範囲

骨子案が適用される契約の範囲は、工事請負契約、業務委託契約、指定管理者と締結する公の施設に関する協定を想定しています。

- (1) 予定価格が1億8千万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が4千万円以上の業務委託に関する契約
- (3) 指定管理協定

5 適用される労働者等の範囲

- (1) 受注者(1)又は受注関係者(2)(以下「受注者等」という)に雇用され、条例の対象契約に係る業務に従事する労働者
- (2) 労働者派遣法の規定により、条例の対象契約に係る業務に派遣される労働者
- (3) 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負契約により条例の対象契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方)
 - 1 受注者・・・区と条例の対象契約を締結する者
 - 2 受注関係者区以外の者から条例の対象契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者
労働者派遣契約に基づき労働者を派遣する者

【適用される労働者等の範囲に該当しない者】 手引に記載

- ア．同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- イ．労働基準法第9条に規定する労働者でない者(ボランティア、会社役員等)
- ウ．最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る)
- エ．条例の対象契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者)
- オ．工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
- カ．条例の対象契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

6 受注者等の責務

条例改正の目的達成のため、区の契約の当事者となる受注者等の責務について、次の項目を追加します。

- (1) 法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働環境等を確保すること
- (2) 区の契約に関する施策に協力すること

7 労働報酬下限額

- (1) 「労働報酬下限額」として労働者等に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの報酬の最低額を設定することを定めます。(工事請負契約、業務委託契約などの種類に応じて設定)
- (2) 労働報酬下限額は、「江戸川区労働報酬等審議会」(後記16)の意見を聴いた上で、区長が決定し、その後告示します。

8 受注者等が遵守すべき事項

条例改正の目的達成のためには、条例の対象契約の当事者となる受注者等の理解と協力が必要であるため、条例が適用される条例の対象契約において、受注者等が遵守すべき事項として、次のことを定めます。

- (1) 労働報酬下限額等についての労働者等への周知
- (2) 労働者等に対する、労働報酬下限額以上の報酬の支払い
- (3) 受注関係者が労働者等に支払った報酬額が労働報酬下限額を下回った場合、受注者は当該労働者等に対し、受注関係者と連帯して、労働報酬下限額との差額分を支払わなければならない
- (4) 労働環境等の適正性を確認する書面の作成及び区長への報告

9 労働者等の申出

労働報酬下限額以上の報酬が支払われない場合などにおいて、労働者等は区又は受注者等のいずれかに申し出ることができることを定めます。

10 不利益な取扱いの禁止

受注者等は、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めます。

11 報告等及び立入調査

労働者等からの申出があったとき、条例に定める事項の履行状況等を確認するために、区が受注者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者等の事務所等への立ち入り、検査・質問を行うことができることを定めます。

12 是正措置

- (1) 報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認められる場合、区が受注者等に対し、当該違反行為を速やかに是正するために必要な措置を講ずるよう命じることを定めます。
- (2) 受注者等は、違反を是正するための措置を講ずるよう命じられた場合には、速やかに当該措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区に報告しなければならないことを定めます。

13 適用される契約の解除

次のいずれかに該当するときは、区が契約解除、協定にあっては指定管理の指定取消等を行うことができることを定めます。

- (1) 受注者等が報告・提出をせず、若しくは虚偽の報告・提出をし、又は立入調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき
- (2) 受注者等が正当な理由なく是正措置を講じず、又は是正措置の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

14 公表

条例の対象契約の解除について、区が公表することができることを定めます。

15 損害賠償

条例の対象契約の解除により区に損害が発生した場合、区は受注者に対し損害賠償を請求すること、また、解除によって受注者等に損害が生じた場合にも、区はその損害を賠償する責任を負わないことを定めます。

16 江戸川区労働報酬等審議会の設置

- (1) 労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項につき調査・審議する機関を設置します。
- (2) 審議会の委員（区長が委嘱：任期2年）
事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者で構成します。

17 条例施行規則への委任

条例の施行に関する必要な事項については、条例施行規則で別に定めます。